CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.５２

**ノルウェー政府**　（JD仮訳）

Norwegian Government

ノルウェー政府は、障害のある人の労働と雇用の権利に関する第27条についての障害者権利委員会の一般的意見案に対する意見を提出する機会を歓迎する。

ノルウェーは2013年に障害者権利条約（CRPD）を批准しており、政府はまず、この条約の重要性を強調し、ノルウェーの条約上の義務を完全に遵守する約束を確認したい。

ノルウェーは、一般的意見案に対して、以下のフィードバックを提供したい。

パラグラフ20と21は、直接差別と間接差別を定義している。

20. ***直接差別***は、同様の状況において、禁止されている事由に関連する理由で、障害のある人の個人的状態が異なるために、他の人よりも不利に扱われる場合に生じる。例えば、公共部門の雇用主が、障害のない人と比較した場合、障害のある人は仕事ができないと想定し、その採用を考慮しない場合などである。

21. ***間接差別***とは、法律、政策、慣行が、表面上は中立に見えるが、障害のある人に不釣り合いな（特に大きな）悪影響を与えることである。一見、利用しやすいように見える機会であっても、彼らの地位上実際にはその機会自体を生かすことが許されないという事実のために、ある特定の人びとを排除してしまうことをいう。例えば、面接のために公共の建物に入る方法が階段しかない場合、車椅子を使用する候補者は建物に入ることができないため、不平等な立場に置かれる 。

ノルウェー政府は、すべての異なる取り扱いが差別になるわけではないことを指摘したい。他の国連の人権条約体によれば、直接的または間接的な異なる取り扱いは、それが客観的かつ合理的な正当性を伴わない場合、直接的または間接的差別を構成する。例えば、人権委員会の一般的意見第18号パラグラフ13では、次のように述べられている。

「最後に、委員会は、そのような差異の基準が合理的かつ客観的であり、その目的が規約の下での正当な目的を達成するためである場合、取り扱いのすべての差が差別になるわけではないと見ている。」

同じ原則は、経済的、社会的及び文化的権利委員会の一般的意見第20号パラグラフ13にもうたわれている。

当省は、委員会に対し、CRPDの解釈にもこれが適用されることを明確にし、この原則を一般的意見案のパラグラフ19-21で取り上げるよう要請する。（訳注　省の名前は書かれていないが、この意見を委員会に送った送り主のこと。）

さらに、一般的意見案は、全体を通して、委員会の過去の一般的意見を「法理」（jurisprudence）と呼んでいる。この草案では、他の国連人権委員会の一般的意見も同様に、それらの「法理」と称している。この使い方の例は、特にパラグラフ2、15、19、25、72 にある。ノルウェー政府はこの用語に同意できない。この用語は、委員会および他の国連人権委員会が条約の設置規定によって与えられてはいない司法能力を示すものである。CRPD第36条1項は委員会の権限を定めており、そこから委員会が締約国報告について「提案および一般的勧告を行う」権限を有すると推測される。同様に、選択議定書第5条は、委員会に、個別通報手続を受け入れた締約国に対して「（中略）提案および勧告を行う」権限を付与している。この2つの条約規定は、委員会が「法理」を作成する基礎となるものではない。いずれにせよ、これまでの一般的意見のすべての部分を「法理」の証拠として参照することは、これらの文書が、条約の規定の法的に認められた規範的内容を表現する記述と、よい実践例、長期目標、締約国が努力すべき理想についての記述の両方を含んでいるという事実を見落としているように思われる。したがって、一般的意見に見られる記述の様々な側面を区別しないことは、「法理」の概念をも否定することになる。「法理」という用語は避けるべきである。適切な用語は「慣行」（practice）であり、案の中で時折使用されている（例えばパラグラフ19）。

パラグラフ56では、障害のある人は「奴隷や隷属の状況に置かれるリスクが高まる（...）」と述べている。この記述は、ボリビアの初回報告に関する委員会の総括所見（脚注47）に基づいているようである。しかしこの総括所見はこの記述の根拠を示していない。

案のパラグラフ60は、条約第4条1が「すべての障害のある人の働く権利を尊重し、保護し、実現する義務を定めている」と述べている。これは、締約国の義務を、権利の「完全な実現を確保し、及び促進する」義務としている規定の文言と一致していないように思われる。当政府は、条約の一部の義務が「尊重」する義務という用語で言及される可能性があることに同意するが、パラグラフ60 の記述は、それが参照している条約本文とより適切に整合するように再定義されうる。さらに、当政府は、パラグラフ62 の「尊重」の概念には、「保護及び実現」の義務の側面も含まれているようであることに留意する。

（翻訳：佐藤久夫、春名由一郎）